

社説

公務員にも権利はある

2010.5.14
ト

党紙配布有罪

国家公務員の政治活動を厳しく制限する司法判断が、あつたといふ事だ。

憲法が保障する憲法的権利の「表現の自由」を、公務員というだけで一律に禁じている今回の判決は、強い疑念を抱かざるを得ない。

現れが大きい」と指摘した。行政運営に政治的な中立性が求められるのは当然だ。しかし、政治的活動を全面的に自由、民主主義を尊重する憲法もある。公務員だからといって、個人の権利が否定されるのはおかし。

争点であったのは、公務と私生活とを区別せず公務員の政治的行為を一律に禁じる法律の規定、罰則適用が憲法に反するかという点だ。

厚生労働省の元事務補佐が国家公務員法違反(政治的行為)の罪に問われた東京高裁の控訴審判決だ。

国家公務員の政治活動規制については、最高裁が1974年の松本事件判決で合憲としており、今回の判決もこれを全面的に踏襲した。

判決では、被告がその職務にあつた5年前の衆議院議員選挙前日、青森県庁舎の集合場に入つて共産党機関紙の号外を入れた行為が問われた。

この最高裁判例は、行政の中立性を維持するため、合理的な必要を認めない限り内閣府では、禁止規定を合憲との判断を示している。

高裁判決は一律の有罪判決を支持し、休日の私的行為に対する法律規制、罰則適用を憲法について論議を求めた被告側の叫びを退けた。

一方で、2カ月前の同様な共産党機関紙配布事件の控訴審では、東京高裁の別の裁判長が、罰則規定の適用を濫用として、元社会保険庁職員と、正反對の見解を示している。

判決は機関紙の配布について「政治的行為」の中心も憲法的指向が強い

「公務員」の政治的中立性を損なう

用を濫用として、元社会保険庁職員と、正反對の見解を示している。

道振無罪を言い渡した。

この判決も、最高裁判例を踏襲しているといふが、職務と関係のない勤務時間外の活動を許容する欧米の動向と照らし合わせてみると、罰則適用は限定的な判断だ。結構な差がある。

国選入権規程委員会が5年前、政府に対して、公務員の政治的行為を制限する法律の規定の撤廃を勧告した。

わが国も入権の「世界標準」に照らし、一律禁止の見直しを急ぐ時期がきているのではないか。